

平成27年9月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成27年9月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成27年9月3日(木)午後3時開議
- 2 場 所 南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 報告第10号 市川市個人情報保護条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 報告第11号 平成27年度市川市一般会計補正予算(第1号)(うち教育費に係る部分)に関する臨時代理の報告について
 - 報告第12号 平成26年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定(うち教育費に係る部分)に関する臨時代理の報告について
 - 6 その他
 - 7 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 報告第10号 市川市個人情報保護条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 報告第11号 平成27年度市川市一般会計補正予算(第1号)(うち教育費に係る部分)に関する臨時代理の報告について
 - 報告第12号 平成26年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定(うち教育費に係る部分)に関する臨時代理の報告について
 - 2 その他
 - (1) 平成27年度中学生海外派遣の報告及び中学生海外派遣(受入)予定について
 - (2) 平成27年度市川市児童生徒科学展について
- 5 出席者 田中 庸惠
五十嵐 芙美子
内田 茂男
小林 正貫

平田 信江
平田 史郎

6 出席職員、職・氏名

教育次長	石田	有記
教育政策室長	永田	治
生涯学習部長	千葉	貴一
生涯学習部次長	秋本	悦生
学校教育部長	山元	幸恵
学校教育部次長	小松	秀夫
教育政策課長	牛尾	進一
教育総務課長	板垣	道佳
就学支援課長	木村	泰子
教育施設課長	戸佐	薫
青少年育成課長	小畔	春夫
社会教育課長	川野	修一
考古博物館長	須藤	治
義務教育課長	井上	栄
学校安全安心対策担当室長	小倉	貴志
指導課長	山田	浩一
保健体育課長	永田	博彦
教育センター所長	北川	喜照
中央図書館主幹	小川	健太郎

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	室岡	稔
”	主 幹	根本	泰雄
”	副主幹	宮内	由美子
”	副主幹	岡田	靖弘
”	主 任	大島	裕美

○ 教育長

ただいまから、平成27年9月定例教育委員会を開会いたします。議事日程に入ります前に、議事進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において五十嵐委員を指名いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは、日程に従い議事を進めます。はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、五十嵐委員、小林委員を指名いたします。それでは、議事の進行を五十嵐委員にお願いいたします。

○ 五十嵐委員

それでは、報告に入ります。報告第10号 市川市個人情報保護条例の一部改正に関する臨時代理の報告についてを説明してください

○ 教育総務課長

議事日程の2ページをご覧ください。本報告に係る市川市個人情報保護条例の一部改正につきましては、市長が平成27年9月定例会市議会へ議案を提出するにあたり、同条例第2条第2号において、教育委員会が個人情報の保管等を行う「実施機関」に該当するため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条により、8月18日に市長から教育委員会へ意見聴取があったものです。本件につきましては、教育委員会会議を招集する時間がございませんでしたので、「市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則」第2条第1項の規定に基づきまして、8月19日に、教育長が臨時に代理をさせていただき、本日、同条第2項の規定に基づき、ご報告をさせていただくものでございます。それでは、改正の概要についてご説明いたします。まず、改正理由でございます。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいますが、いわゆるマイナンバー法です。）これが平成25年5月31日に公布をされまして、一部の規定を除き、原則平成27年10月5日から施行されることとなりました。地方公共団体は、番号利用法の規定により講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保することとされたことから、本条例の一部を改正するものでございます。続きまして、主な改正の内容でございます。今回の改正につきましては、第1条から第3条までの3条構成で改正を行うものでございます。これは、番号利用法が順次施行していくことに対応いたしまして、本条例を改正する必要が生じたことによるものでございます。まず、第1条の規定による改正でございますが、9ページの「新旧対照表」をご覧ください。改正後の右側第2条第2号ですが、個人番号（マイナンバー）を含む個人情報を「特定個人情報」

として、新たに条例に定義してございます。次に、11ページでございます。改正後の第16条の2におきましては、市長等が保有する特定個人情報適法に取得されたものでないときなどにおいて、市民は自己に係る特定個人情報の削除を求めることができる旨を定めてございます。次に、第2条の規定による改正でございますが、12ページをご覧ください。改正後の第10条の2をご覧ください。市長等は、生命、身体又は財産の保護を図る場合を除き、業務を行う目的以外の目的のために特定個人情報を利用してはならない旨を定めております。続きまして、第3条の規定でございますが、15ページをご覧ください。改正後の第10条の3をご覧ください。市長等は、特定個人情報の情報照会者、提供日等が記録された情報提供等記録を、業務を行う目的以外の目的のために利用してはならないという旨を定めるものでございます。改正内容は以上でございます。最後に、施行期日についてご説明いたします。ページが戻りまして7ページ、改正文の附則をご覧ください。施行期日につきましては、番号利用法の施行日に合わせ平成27年10月5日とするものでございます。ただし、特定個人情報の利用等に係る部分は、利用が開始される平成28年1月1日とし、また情報提供等記録に係る部分は、情報提供ネットワークの運用が開始される、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行日を予定してございます。説明は、以上でございます。

○ 五十嵐委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第10号を終了いたします。次に、報告第11号 平成27年度市川市一般会計補正予算（第1号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告についてを説明してください。

○ 教育総務課長

議事日程の17ページをお願いいたします。この度、「平成27年度 市川市一般会計補正予算（第1号）」について、9月市議会定例会に議案を提出するにあたりまして、教育費に係る予算につきましては、市長に意見を申し出る必要があることから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、本補正予算の内容には異議ないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。続きまして、18ページをお願いいたします。はじめに、「1. 歳入歳出予算補正」の「歳入」について、ご説明いたします。（第13款）国庫支出金、（第3項）委託金、（第3目）教育費委託金でございます。「学校図書館の有効な活用方法に関する調査研究事業委託金」でございますが、これは、学校や地域の実情に応じて、学校司書の資格・養成の在り方や資質能力の向上等に関する調査研究について、文部科学省の事業を委託されたものであり、その委託金として、75万円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、19ページをお願いいたします。歳出について、ご説明いた

します。(第8節)報償費、(第11節)需用費につきましては、歳入でご説明いたしました、「学校図書館の有効な活用方法に関する調査研究事業」の実施に伴い、学校図書館支援スタッフ・協力員の報償金として、26万円、学校図書館研究会の講師謝礼金として、6万8,000円、消耗品費として、12万2,000円、印刷製本費として、30万円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、(第2項)小学校費、(第3項)中学校費の、それぞれ(第1目)学校管理費、また、(第5項・第1目)幼稚園費に計上しております、(第11節)需用費の施設修繕料につきましては、当初予算で想定できなかった、自家用電気工作物、消防設備等、法定点検等で指摘事項があったものなどの修繕に対応するため、小学校費で3,000万円、中学校費で2,000万円、幼稚園費で300万円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、(第2項)小学校費、(第3項)中学校費の、それぞれ(第3目)学校建設費、(第22節)補償補填及び賠償金の補償金につきましては、国分小学校、第四中学校それぞれの建替工事に伴う、家屋等損傷補償事後調査が終了したことから、小学校費で、390万1,000円、中学校費で、251万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。提案説明は以上でございます。なお、質疑につきましては、各担当課長より答弁させていただきます。

○ 五十嵐委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第11号を終了いたします。次に、報告第12号 平成26年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定(うち教育費に係る部分)に関する臨時代理の報告についてを説明してください。

○ 教育総務課長

項目が大変多いため、説明の時間が少し長くなりますけれども、ご了承をお願いいたします。初めに20ページをお願いいたします。先ほどご説明いたしました、報告第11号の補正予算と同様に、9月市議会定例会に議案を提出するにあたりまして、教育費に係る決算の認定につきましては、市長に意見を申し出る必要があることから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、本決算の認定内容には異議ないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。それでは別冊の、「平成26年度 市川市教育委員会決算書(概要)」について、ご説明いたします。始めに、歳入からご説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。恐れ入りますが、横向きにしてご覧いただければと思います。この表の1番上の行をご覧ください。教育委員会の歳入合計欄となりますが、当初予算額 12億6,077万3,000円に、補正予算額などの、15億9,605万4,000円を合わせた、28億5,682万7,000円が、平成26年度の予算現額となっております。これに対しまして、歳入として収納すべきものと決定した金額である調定額でございますが、28億1,528万984

円となっております。この調定額に対し、実際に収納した金額が収入済額となりますが、平成26年度の収入済額は、27億3,071万6,107円となっております。また、予算現額に対する収入済額は、1億2,611万893円の減となっております。収入率は、95.6%となっております。この差が生じた主な理由は、2ページの（第20款・第1項）市債、（第6目）教育債におきまして、小中学校の耐震改修工事の入札差金等により工事費が減となったことに伴いまして、財源となる市債額も減となったことなどから、1億4,040万円の減となったことによるものでございます。歳入についての説明は以上でございます。続きまして、3ページをご覧ください。歳出について、ご説明いたします。左の一番上の行をご覧ください。教育費の合計額となります。（第10款）教育費につきましては、当初予算額の120億円に、補正予算・流充用等の、15億8,276万3,708円を合わせた、135億8,276万3,708円が、平成26年度の予算現額となります。これに対し、支出済額である決算額といたしましては、132億9,351万1,855円となっております。なお、翌年度に繰り越しました金額につきましては、300万円で、その内容につきましては、平成26年12月27日に閣議決定されました、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」において、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」が、平成26年度の国の補正予算に計上されたことに伴いまして、この交付金が本市へ交付されることとなったため、交付対象事業として「校内塾・まなびくらぶ事業」が採択されました。このことによりまして、この事業に係る非常勤職員賃金の300万円を平成27年2月補正に計上し、平成27年度に繰り越したものでございます。また、不用額につきましては、2億8,625万1,853円で、執行率は、97.9パーセントとなっております。続きまして、不用額の主なものについて、ご説明いたします。まず、（第1項）教育総務費、（第2目）事務局費におきまして、職員人件費において、職員手当等が見込みより減となったこと、また、貸付金において、私立大学等への入学準備金の貸付件数が、見込みより減となったこと等によりまして、5,837万3,906円の不用額が生じたものでございます。続きまして、（第2項）小学校費につきましては、（第1目）学校管理費において、小学校の耐震改修工事等の入札差金等が生じたこと等により、6,379万2,512円の不用額が生じたものでございます。また、（第3目）学校建設費におきましても、国分小学校建替工事の入札差金が生じたこと等により、1,219万4,628円の不用額が生じたものでございます。続きまして、（第3項）中学校費につきましては、（第1目）学校管理費において、これも（第2項）小学校費と同様に、中学校の耐震改修工事等の入札差金が生じたこと等によりまして、2,660万1,428円の不用額が生じたものでございます。また、（第3目）学校建設費におきましても、第四中学校建替工事の入札差金が生じたこと等により、1,950万6,696円の不用額が生じたものでございます。続きまして、（第4項、第1目）学校給食費でございます。職員人件費におい

て、職員の配置人数が見込みを下回ったこと、給食調理業務委託において、給食予定日数が見込みを下回ったこと、保護児童生徒の給食費の援助費において、支給対象者数が見込みより減となったこと等によりまして、1,131万5,264円の不用額が生じたものでございます。続きまして、(第5項、第1目)幼稚園費でございますが、職員人件費において、職員の配置人数が見込みを下回ったこと、園舎改修工事設計委託において、入札差金等が生じたこと、緊急対応の園舎改修工事費を計上しておりましたが、執行がなかったこと等により、1,408万4,597円の不用額が生じたものでございます。続きまして、(第6項、第1目)学校保健費につきましては、職員人件費において、人事異動等により見込みを下回ったこと、保護児童生徒の医療費の援助費において、支給対象者数が見込みより減となったこと等により、987万4,674円の不用額が生じたものでございます。続きまして、(第7項)社会教育費、(第1目)社会教育総務費につきましては、職員人件費において、職員手当が見込みより減となったこと等により2,173万8,009円の不用額が生じたものでございます。続きまして、(第3目)公民館費につきましては、公民館改修工事の入札差金が生じたこと等により、1,911万7,713円の不用額が生じたものでございます。以上、歳出の不用額のうち、主なものについて、ご説明いたしました。続きまして、予算執行の主な事業について、4ページから始まります「平成26年度決算に係る主要な施策の成果に関する報告(教育委員会分)」に基づいて、主な事業を説明いたします。5ページをお願いいたします。4段目に記載しております、「少人数学習等担当補助教員事業」でございます。本事業では、児童・生徒に確かな学力を身につけさせるために、小・中学校に補助教員を配置し、習熟度に応じた少人数指導やティームティーチングによる指導を実施することで、分かりやすい授業やきめ細かな指導の実現を図ったものであり、補助教員の派遣数は、全校1名配置の55人となっております。続きまして、6ページでございます。「義務教育の充実」でございます。本事業では、教育相談の充実を図るため、小学校39校、中学校16校にライフカウンセラーを配置し、児童・生徒の精神衛生面での健全育成を図りました。また、学校運営上の諸問題への対応や多様化する教育活動の充実のため、各学校の校長の要望に応じてスクール・サポート・スタッフを延92人配置したほか、読書教育の充実を図るため学校図書館員を配置し、さらに外国語教育・国際理解教育の充実を図るため、中学校に外国語指導助手を招致し、中学生の海外派遣も実施するなど、様々な支援を図りました。続きまして、7ページをお願いいたします。2段目に記載しております、「教育相談事業」でございます。本事業では、市民・学校からの依頼に対し、カウンセリングを実施し、また不登校等の相談に応じるなど、悩みの解消を図りました。なお、面接相談の実績につきましては、745人、延6,955回で、最終まで至ったのは341人となっております。また、不登校の児童生徒を対象に

様々な活動を通して、在籍学級への復帰を促すための適応指導教室を実施し、不登校保護者の会は、3回の開催で延39人の出席があり、また夏の体験学習は、1回の開催で11人の参加実績となりました。続きまして、9ページをお願いいたします。1段目に記載しております、「小学校・中学校耐震補強事業」でございます。本事業におきましては、安全・安心で充実した教育環境の実現と、災害時の拠点機能を充実させるため、小学校で、6校7棟、中学校で、1校2棟の耐震改修工事を実施いたしました。続きまして、10ページをお願いいたします。1段目、2段目に記載の学校給食関係の事業として、「学校給食の充実」及び「学校給食費負担軽減事業」を実施いたしました。1校の学校給食業務の委託化を図ったほか、保護者の経済的負担を軽減させる目的として、給食に用いる食材を現物で支給することにより、給食費の値上げを回避し、また義務教育期間中の第3子以降の児童・生徒の給食費を無料とすることで、子育て世帯の経済的負担を軽減いたしました。続きまして、11ページをお願いいたします。「青少年健全育成」でございます。本事業におきましては、ボランティアで組織された、16中学校区の実行委員会と市との委託契約による、コミュニティクラブ事業を実施し、地域性を活かしながら、「遊び」を通して、子どもたちが主体的に関わる様々な体験活動や豊かな人間関係を築いていくために、異年齢・世代間交流を図ったものでございます。なお、活動実績としましては、回数総計で751回、参加人数総計で39,378人となっております。また、放課後、保護者が家庭にいない小学校児童を対象として、放課後保育クラブの運営を実施しておりますが、入所児童数は、平成26年4月末日現在で3,424人となっております。続きまして、15ページをお願いいたします。「公民館活動」でございます。本事業におきましては、地域住民の生活を一層豊かなものにすることを目標に、各種主催講座の充実を努め、市内の公民館16館で主催講座や文化祭等を実施いたしました。なお、主催事業の実績としては、全体で実施回数1,697回、延人数といたしまして68,441人となっております。続きまして、16ページをお願いいたします。「図書館活動」でございます。本事業におきましては、図書館ネットワーク網の充実と図書館資料の適切な収集整理を図っております。また、指定管理者で運営をしております市川駅南口図書館も含め、中央図書館、行徳図書館、信篤図書館、南行徳図書館、平田図書室とあわせて6館体制で、図書の貸出しサービスのほか、図書館行事を実施いたしました。なお、貸出の実績といたしましては、貸出者数については、延94万5,818人、貸出点数については、311万4,584点となっております。最後に、19ページから21ページになります、「博物館事業」でございます。本事業におきましては、考古博物館・歴史博物館・自然博物館の3館で、市川の古代の歴史や自然に関する資料を展示したほか、教育普及事業として、縄文体験フェスティバルや遺跡見学会を開催したり、学校等へ学芸員を講師として派遣したりするなど、

様々な行事を実施いたしました。主要な施策の説明については、以上となります。なお、本日まで説明いたしました、決算の内容につきましては、9月14日（月）から予定されております、決算審査特別委員会で審議された後に認定される予定となっております。提案説明は以上でございます。なお、質疑につきましては、各担当課長より答弁をさせていただきます。

○ 五十嵐委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 小林委員

さっきちょっと教育総務課長がお話になりましたけれども、もう1回、調定額というのを説明していただきたいのと、一般会計歳入が12億6,000万円なのですけれども、実際の歳出はその約10倍、140億プラス補正予算ということなのですが、どうしてこういうスタイルにしていらっしゃるのか、歳入が10分の1位で、歳出がこの10倍であると、それは他から入ってくる財布が違っておっしゃったけど、用途が違ってくるのか、どうしてこういう予算決算書になるのか、その2点を教えてください。

○ 教育総務課長

まず1点目の調定ということでございますけれども、意味としては調査して確定をするという意味で、まず歳入、予算については大体これ位入るだろうという歳入の予算を組みますけれども、調定と言いますのは、その歳入の内容を具体的に調査して、収入すべき金額を決定する行為ということでございます。例えば、税金はこの位入ってくるというような予算がありますけれども、個人それぞれに「貴方は幾ら納税してください」と、確定する行為が調定というような意味でございます。次、2点目でございますけれども、収入に対して支出が非常に多いということで、この仕組みについては、市全体の収入、市税と、後、教育費というのは、その支出の一部でありますので、本来であればその教育費全体を教育に係る収入で賄えれば一番いいのですけれども、なかなかそういう仕組みにはなっておりませんで、市全体の主に市税、税金で教育に充てたり、福祉に充てたりということで振り分けをされておりますので、収入の足りない部分については、一般会計の市役所全体の税金がまわってきて、収支が合うというような仕組みになっております。以上でございます。

○ 小林委員

ありがとうございます。

○ 五十嵐委員

よろしいですか。ほかに。

○ 内田委員

関連して、わかりにくいのは、収入というのは教育委員会で所管している色々なことがあってこれはそんなに多くないですよ、もともと稼ぐ場所が

あって、残りはどうするのかと。市全体の予算としては、歳入と歳出を合わせている、歳入イコール歳出で予算を作っている。当然その歳入の中には、税金とか国債が入っている。つまり、借り入れ等が入っている。市全体の予算の中の教育委員会の部分のみを取り出して表示すると、分かりづらいのですね。9割方空白のかっこうで表示される。歳出はその表に出ている通りですから、この中はどうなっているのというお話です。そういうことだと思います。

○ 小林委員

では教育以外の予算はどんなふうなスタイルですか。

○ 五十嵐委員

市の方ですよ。

○ 教育長

そういうことですね。

○ 内田委員

わかりました。

○ 五十嵐委員

ありがとうございました。そのほか何かございませんか。すみません、5ページの小人数学習等担当補助教員、55人の方が働いていらっしゃるということで、計算すると一人200何十万という金額で働いているのですね。この先生方の勤務内容とかどのような人たちがやっているのか、チームティーチングを組むというのは、とても難しいことなので、どんな人たちが勤められているのか、資格はあるのかどうか。

○ 義務教育課長

この小人数学習等担当補助教員につきましては、まず免許を持っている、基礎免許を必ず持っていることが採用条件となっております。いわゆる県の方で採用している講師と全く同じというかで。採用は市の方で採用しているのですけれども、県の方でも小人数学習指導は行っておりますが、さらなるきめ細かな指導を行うということで、各校に1名ずつ配置しまして、その学習形態につきましては、チームティーチングを行う、あるいは習熟度別に分ける、それにつきましては、学校の実態に合わせた形で対応しております。ただ学校においても年間で必ず同じ形態ということではなくて、単元で効果的な使い方を変えたり等々、使い分けをしているといった実態でございます。以上でございます。

○ 五十嵐委員

どういう方たちが。

○ 義務教育課長

この採用に関しましては、義務教育課の方に、登録をいただいている、講師登録です、その中で、こちらの方で選考して採用しております。

○ 五十嵐委員

若い人とも限らない訳ですね。登録制なので、年齢にも幅があるし、経験とかその辺の。

○ 義務教育課長

はい。非常に幅がございます。大学卒業してすぐの方からですね、年齢は非常に幅広いものですから、現職を退職された方がですね、引き続きこちらの方にお力添えをいただいている方もおります。

○ 五十嵐委員

わかりました。ほかに。よろしいでしょうか。報告第12号を終了いたします。続きまして、その他に入ります。(1)平成27年度 中学生海外派遣の報告及び中学生海外派遣(受入)予定についてを説明してください。

○ 指導課長

平成27年度中学生海外派遣事業につきまして、派遣団は無事、8月1日に2週間のドイツ派遣を終えて帰国いたしましたので、ご報告いたします。今年度は、中村敏弥第一中学校校長を団長といたしまして、引率者2名とともに男子3名、女子13名の合計16名の中学生を、ドイツ連邦共和国ローゼンハイム市へと7月18日から8月1日まで、14泊15日で派遣をいたしました。今年度はドイツへの派遣が10年を過ぎ、さらなる交流の充実をめざすため、生徒それぞれが学習テーマを決め、そのテーマに添った事前学習をふまえて、実際のドイツに学ぶプログラムへと改善をいたしました。さらに、現地で日本を紹介する発表会においても、日本の中学校生活をテーマとした、「授業」、「給食」、「部活動」、「時間割」を英語で紹介し、ドイツ中学生からは大変大きな興味を持っていただくことができました。生徒たちはドイツの家庭にホームステイすることを通して、文字どおり、見て、触れて、感じる貴重な体験をしていくことができました。今後は、この体験を多くの友人に伝え、自らも国際感覚を身につけた、世界の国々との架け橋となる存在に成長していってもらえたらと考えております。続きまして、ドイツからの中学生海外派遣(受入)予定について、ご説明いたします。ドイツからの受入につきましては、平成16年度より実施してきており、本年度は、10月24日(土)から11月2日(月)までの10日間の予定で実施する予定でございまして、市川市からの派遣留学生をホームステイさせていただいた家庭の生徒を中心に16名の生徒と引率者を受け入れ、日本の家庭にホームステイする中で、日本家庭の生活に触れ、また、文化を感じるような内容を盛り込んで実施していく予定でございまして、以上でございまして。

○ 五十嵐委員

何か質問はございますか。

○ 内田委員

派遣の生徒さんは女子が圧倒的に多いのですね。

- 指導課長
 大体こういう割合で、男子が数名入っている程度です。
- 内田委員
 どういうことなのでしょう。
- 指導課長
 これは、学校の方で希望をする生徒が手を挙げるにあたって、ドイツの留学に非常に興味のあることが第一条件となり、なおかつコミュニケーションツールとしてドイツ語と日本語を仲立ちするための言語が英語となることから、そういった興味等の実態を反映している結果というようにに理解しているところでございます。
- 平田史郎委員
 女の子は興味があるのですよね。四半世紀ばかり前に第一次の留学ブームがありまして、その時、女の子がずいぶん海外留学をさせてくれということで親を心配させたのですけれども、その時に出ていた言葉が、高校生の男の子は親にオートバイを買ってくれと言って心配させて、女の子は海外留学をさせろと言って心配させるというのが、業界内でよく言われていました。留学願望は女の子の方が志向が強いようですね。
- 五十嵐委員
 毎年ですものね。上回ることはないですよ。
- 指導課長
 はい。
- 内田委員
 あちらから来る学生もそうなのですか。
- 指導課長
 メートヒェン・リアルシューレという学校でございますけれども、基本的には男女共学ではありますけれども、現状では女子が全てという現状になっているということです。
- 五十嵐委員
 今回も女性16名がいらっしゃるということですね。
- 指導課長
 はい。
- 五十嵐委員
 次に(2)平成27年度 市川市児童生徒科学展についてを説明してください。
- 指導課長
 今年度は、9月5日(土)と6日(日)の2日間、千葉県立現代産業科学館にて実施をいたします。展示公開時間は、両日とも午前9時30分から午後4時までとなっております。児童生徒はもとより、広く市民の方々にも優秀

な作品を紹介することにより、市川市における自然科学教育の一層の振興を図るために実施をするものです。開催までの日程は、本日3日(木)に、各学校から作品を搬入いたしまして、4日(金)の審査会におきまして入賞者を決定いたします。審査に際しましては、市内の理科に係る小中学校の校長先生や、理科研修センター協力委員の先生方等にご協力をいただきます。結果は、科学展会場及び市川市教育委員会ホームページで公表させていただきます。科学論文、標本、科学工夫工作の3部門に分かれて、子ども達の力作が展示されます。お忙しいとは存じますが、お時間がございましたらぜひご覧いただければと考えております。以上でございます。

○ 五十嵐委員

何か質問はございますか。

○ 平田史郎委員

二日間ではもったいないですね。

○ 五十嵐委員

力作揃いですね。

○ 平田史郎委員

二日間だと実際に見てもらえる方々も少なくなってしまうですね。

○ 指導課長

連日超満員で、お子さんのご家族の方に加えて市民の方も多数おいでいただいております。おっしゃるようにもっと開催日があった方が、来られるということもあるかもしれませんが、やはり家族連れで子どもも見に来られるといったような機会を考えると、どうしても土日の開催ということによる集中的な実施が良いと考えているところでございます。以上でございます。

○ 平田史郎委員

はい。

○ 五十嵐委員

そんなに場所も広くないですね。作品を置いてしまうと。

○ 指導課長

十分確保はできておりますけれども。

○ 五十嵐委員

狭くはない。

○ 指導課長

狭いということでもないと考えております。

○ 五十嵐委員

はい、よろしく願いいたします。それでは、教育長お願いいたします。

○ 教育長

本日の議事は以上でございます。これをもちまして、平成27年9月定例教

育委員会を閉会いたします。

(午後 3 時45分閉会)